

奥田さんが建設会社によって作られた 暴行事件から普通を取り戻すまで

～名古屋白龍町事件のてんまつ～

1

それはマンション建設現場で始まった

- ▶ 低層建物が立ち並ぶ住宅街に15階建マンションの建築計画
- ▶ 近隣住民らは建設現場の前に旗を立て、スタンディング
- ▶ 建設業者側と建設現場入口で対峙
- ▶ 建設業者側は頻繁に警察に相談

2

1



3



4

「暴行事件」の発生

- ▶ 平成28（2016）年10月7日 午前8時42分頃
- ▶ 奥田さんはマンション建設現場入口で工事の見守り
- ▶ 現場監督がこの日に限り執拗に奥田さんにつきまとい
- ▶ 急に奥田さんを抱きかかえるようにしたため、体を捻って逃れようとしたところ、現場監督は後ろに倒れ込んだ。

5



6

まさかの現行犯逮捕

- ▶ 現場監督は背後をゆっくり走るダンプカーにわざとらしく手を突くと、身を起こし、すぐさま110番
- ▶ パトカーが複数台駆け付け、警察官は防犯カメラを確認。
- ▶ 「奥田さんから両手のひらで突き飛ばされた」という現場監督と、それを目撃したという警備員の証言
- ▶ 突き飛ばしていないという奥田さんの言い分は聞き入れず、現行犯逮捕。

7

違法な取調べ

- ▶ 取調べ担当警察官は「お前が現場監督を突き飛ばしている様子が防犯カメラにはっきり写っている」と繰り返した。
- ▶ 奥田さんが「それなら画像を見せて下さい」と言っても、これを拒否。
- ▶ 奥田さんは、「ひょっとしたら記憶にないだけで、本当は突き飛ばしたのではないか」と不安に襲われた。

8

勾留満期前日の搜索・差押え

- ▶ 4日間の延長で勾留満期日は10月21日。その前日の20日、奥田さんの奥様から、「警察が自宅に搜索に来ている」との電話。
- ▶ 自宅のみならず、奥田さんが経営する薬局3店舗にも搜索。
- ▶ 警察は書類等をパラパラ見ただけ。薬局にあるパソコンを差し押さえようとしたものの、店員（奥田さんの息子さん）が「業務に使うので困る」と言うと、差押えをやめた。

9

暴行罪での起訴

- ▶ 暴行罪で逮捕後、現場監督は「左背部打撲」の診断書を取得。当初「傷害罪」で勾留。ところが、「暴行罪」で起訴。
- ▶ 防犯カメラの画像では、現場監督は明らかに「左」ではなく「右」の背部をぶつけていた。
- ▶ 現場監督は、刑事裁判で、「打ったのは背中の右側だが、診察を受けるまでに痛みが背中の左側に移行した」と証言。
- ▶ このような経緯から暴行罪で起訴。「現場監督の胸を両手で突き飛ばしてその背中を徐行中のダンプカーの側面に接触させる暴行を加えたものである」

10

現場監督の供述の変遷

- ▶ 現場監督は、捜査段階において、「奥田さんが両手をパーの状態にして、自分の胸を思い切り突いた」と証言。
- ▶ しかし、公判では、「奥田さんは左手にスマホを持ったまま、両手をのばして自分の胸を突いたか、両腕を組んだまま、両手の甲で旨を突いたか、どちらかだ」と供述を変遷させた。
- ▶ 後から防犯カメラの画像を確認したところ、奥田さんが左手にスマホを持っていたため、「両手をパーの状態にして」突くことはできないと判断したと思われる。

11

目撃者の証言の矛盾

- ▶ 工事現場に常駐していた警備員は、一貫して、「奥田さんが両手をパーの状態にして現場監督の胸を突くのを見た」と証言。
- ▶ ただ、奥田さんは左手にスマホを持っていたため、両手をパーの状態にしたらスマホが落ちてしまう。
- ▶ また、警備員は、その前後の状況を覚えておらず、奥田さんが現場監督の胸を突く瞬間にについてのみ詳細な証言。
- ▶ 証言の信用性は低い。

12

目撃者の証言の矛盾

- ▶ 工事現場に常駐していた警備員は、一貫して、「奥田さんが両手をバーの状態にして現場監督の胸を突くのを見た」と証言。
- ▶ ただ、奥田さんは左手にスマホを持っていたため、両手をバーの状態にしたらスマホが落ちてしまう。
- ▶ また、警備員は、その前後の状況を覚えておらず、奥田さんが現場監督の胸を突く瞬間にについてのみ詳細な証言。
- ▶ 証言の信用性は低い。

13

防犯カメラの画像分析（1）

- ▶ 奥田さんが現場監督に暴行したとされる瞬間を、奥田さんの背後から捉えた防犯カメラの画像の鑑定を請求してはどうか？
- ▶ 冤罪弁護士として著名な今村核弁護士のドキュメンタリーに、バスの中の痴漢事件で防犯カメラを鑑定して無罪に導いた、東京歯科大学の橋本正次教授が登場。
- ▶ 何のつてもないが、ダメ元で手紙を出したところ、「鑑定人を引き受ける」とのこと。

14

防犯カメラの画像分析（2）

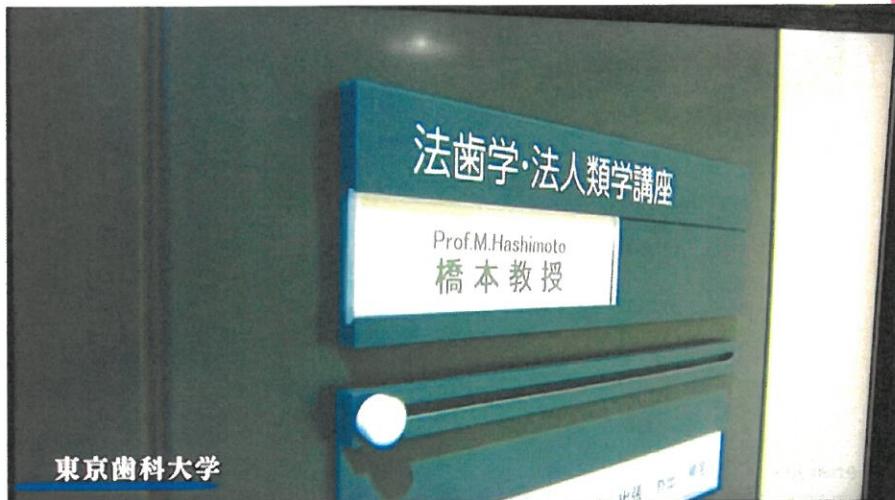
- ▶ 裁判官は当初、背後からの画像でどこまで身体の動きを特定できるかについて疑問を感じていた。
- ▶ しかし、関節の動きや、首と肩の位置関係等により、画像に写っていない部分についても身体の動きを特定できることを説明。
- ▶ 鑑定請求は認められ、橋本教授が鑑定人として採用。
- ▶ 橋本教授が警察や検察側からの鑑定依頼を1500件以上受けていることも、採用を認められた理由かも。

15

防犯カメラの画像分析（3）

- ▶ 橋本教授の鑑定書では、「現場監督の主張するような動きを奥田さんがしたとは考えられない」との結論。
- ▶ 仮に、奥田さんが両腕を伸ばして現場監督の胸を突いたとすれば、両肘をいったん後ろに引いてから両腕を伸ばしている筈。画像上、そのような肘の動きは認められない。
- ▶ 現場監督が後ろによろけてダンプカーに背中をぶつけたという一連の流れも不自然。ダンプカーの動きを確認したうえで、必要もないのに右足のつま先を前から横に向け、大袈裟な身振りで倒れ込んでいる。

16



17

平成30（2018）年2月13日 無罪判決

- ▶ 日本の刑事裁判の有罪率は99.9%。最後まで無罪を確信することはできず。
- ▶ ①奥田さんが約2週間の身柄拘束に耐え、無罪の主張を貫いたこと、
②橋本教授が鑑定を快く引き受けてくださったこと、③毎回の公判には多くの支援者が駆け付けて下さったこと、が勝因。
- ▶ ただ、公判中は無罪判決を獲得できるかどうか、常に不安。「疑わしきは被告人の利益に」の筈なのに、無罪であることを必死に立証しなければ有罪とされてしまう日本の刑事司法に大きな疑問。

18



19

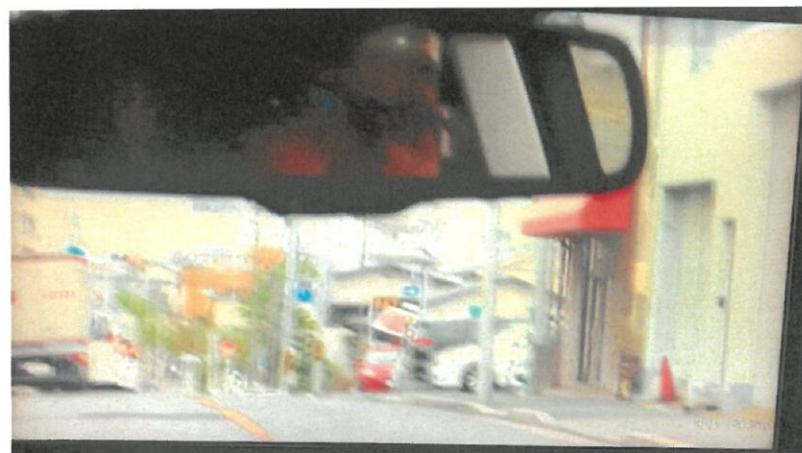


20

国家賠償請求、業者側への損害賠償請求 そして、D N A型等の抹消請求へ

- ▶ 檢察側は控訴を断念。無罪判決が確定。
- ▶ 逮捕・勾留請求・取調べ・捜索差押え・起訴の違法を理由に、
国家賠償請求
- ▶ 現場監督に対し、「暴行された」と虚偽の被害届を出して奥田さんを逮捕
させたとして、損害賠償請求。建設会社に対しては、使用者責任を追及。
- ▶ 逮捕時に採取されたD N A型・指紋・顔写真・携帯電話データについて、
抹消請求。

21



22

名古屋地裁判決（令4.1.18）

- DNA型等抹消請求は認められた！（小山先生意見書）
 - ・DNA型は、**指紋と同程度に保護**されるべき情報。憲法13条により、DNA型をみだりに採取されない自由のみでなく、**使用されない自由が保障**。
 - ・DNA型等のデータベース化により、情報の漏出や、情報が誤って用いられるおそれがないとは断言できない。将来どのように使われるか分からぬことによる不安により、**国民の行動を萎縮させる効果**。みだりに使用されない自由に対する侵害がある。
 - ・無罪判決が確定した場合には、**余罪の存在や再犯のおそれ等**があるなど、当該被疑者との関係でより具体的な必要性が示されなければ、**人格権に基づいて抹消請求**をすることが認められる。
- 国家賠償請求と業者側への損害賠償請求は棄却。

23



24

名古屋高裁判決（令6.8.30） DNA型等抹消請求認容 ①

（1）採取自体の違法性にも言及

- ▶ そもそも本件捜査にDNA型採取の必要があるとは考えられない。
- ▶ 将来における一般的、抽象的な「捜査目的」によって、ほとんど限定なしに広くDNA型の採取、保管が行われているもの。
- ▶ このような歯止めなき運用の拡大は、改正個人情報保護法の基本理念に照らしても、大いに問題があるといわざるを得ず、**採取自体が違法とされる場合もあり得る。**

25

DNA型等抹消請求認容 ②

（2）DNA型の要保護性を高度なものと判断

- ▶ DNA型は、専門技術的な鑑定によって初めて検出されるもの。**本人自身さえこれを知っていることが希有な情報**。自分も知らない自分自身のことを、第三者が知って、保有、管理、利用すること自体、耐え難い。故に**秘匿性高い**。
- ▶ 国民個人の私生活に対する公権力による監視、介入等に対する自由という観点から、例えば、**犯罪捜査等にDNA型が誤って利用**されたり、**恣意的に利用**される場合、**国民個人の人身の自由への侵害**にまで及び得る。
- ▶ DNA型は、**思想信条、病歴、犯罪歴等の情報に劣らない要保護性の高い情報**である。

26

D N A型等抹消請求認容 ③

(3) D N A型を保管されることによる具体的な不利益を認定

- ▶ 第三者により自分のD N Aが付着した物が悪用される危険。**冤罪に巻き込まれる可能性。**
- ▶ 公権力によるD N A型の採取、保管及び利用に厳格な規制がなければ、**恣意的に悪用、誤用、誤認逮捕などの危険。**
- ▶ 犯罪行為等と容易に結びつけられ得るという意識の下に、**D N Aの付着ないし残留に日々注意**しながら生活を送ることの心理的負担。**行動も抑制。**
- ▶ 権利ないし自由に対する具体的かつ重大な制約。

D N A型等抹消請求認容 ④

(4) D N A型等を保管するための要件を厳格化

- ▶ D N A型等を保管するには、当該被疑者について、一般国民とは異なり、**保管及び利用を正当化できるだけの根拠が具体的に主張立証**される必要 (*法の下の平等(憲法14条)からもそう言える)。
- ▶ このように解さなければ、国民一般につき、承認さえ得れば、捜査機関等が、公益を理由にD N A型、指掌紋及び顔写真を採取し、これらを保管及び利用することが許容されてしまう。
- ▶ **無罪が確定**した以上、**原則としてD N A型等の抹消が認められるべき**。保管及び利用が必要であるのであれば、**特段の事情を国が主張立証すべき**。
- ▶ そのような主張立証はないので、抹消は認められるべき。

D N A型等抹消請求認容 ⑤

(5) 立法措置の必要性を明言

- ▶ 地裁判決は、D N A型の取扱いについて国家公安委員会規則しかないことを問題視。「脆弱な規定」と言わざるを得ないとしている。
- ▶ 高裁判決は、「我が国においても、**取得や保有の要件を明確にし、捜査機関から独立した公平な第三者機関による実効性のある監督や、罰則等による運用の適正を確保し、開示請求権や不当な取得や保有に対する抹消請求権を定めるなど、幅広い知見を集めた上、国民的理解の下に、科学的な犯罪捜査等に資するため、憲法の趣旨に沿った立法による整備が行われることが強く望まれるところである**」とし、**立法措置の必要性を明言**。

国家賠償請求は再び棄却 ①

▶ 現行犯逮捕について

- ・現場監督と警備員の事情聴取のみで、**近隣住民の事情聴取を行わなかつたことは偏頗で不公平**。
- ・ただ、防犯カメラの映像が現場監督や警備員の証言と決定的に矛盾したものとは言えない。
- ・現行犯性の認定は、**不十分であるもののその時点における具体的状況を踏まえた客観的な判断**。

国家賠償請求は再び棄却 ②

▶ 取調べについて その1

- ・防犯カメラの画像を被疑者に見せないという捜査方針について、「このような捜査方針自体、不正確であったり、誤った内容であったりする供述がされる可能性があるから、**相当なものとはいえない**」とした。
- ・「防犯カメラの画像に、お前が現場監督の胸を突いている様子がはっきり映っている」と言いながら画像を見せなかつたことについて、「不確実な証拠に基づく明確ではない事実を、あたかも明確なものであるかのように伝え、身柄を拘束された者に対して自白を迫るという取調べのあり方は、それ自体が**明らかに不相当**というべきであって、その**態様等**によっては違法と評価されることも十分あり得る」
- ・しかし、本件において、**警察官が一審原告を意図的に欺罔しようとしていた**とまでは断じがたい。

国家賠償請求は再び棄却 ③

▶ 取調べについて その2

- ・警察官らが防犯カメラの映像を通常再生したのみで、コマ送り再生して吟味していないこと、現行犯逮捕後も他の住民らからの聞き取りをしていないこと、一審原告と現場監督・警備員ら聴取した内容を突き合わせるなどして十分吟味していないことは、**不相当不十分な捜査態度**。
- ・しかし、警察官らが現場監督や警備員の供述を鵜呑みにし、肩入れして**一審原告を陥れようとしたなどの事実はない**。
- ・なお、警察官が捜査段階の初期に作成した捜査報告書には防犯カメラの静止画像が添付されているが、**画像を一部抜いている**。これにより、現場監督が倒れ込んだ時の不自然さ等に対する印象が大きく異なる。**このような作成状況には大いに問題がある**。
- ・しかし、警察官が**故意に重要な写真を添付しなかった**とまでは認められない。直ちに捜査に違法があったとまでは言えない。

国家賠償請求は再び棄却 ④

▶ 勾留請求について

- ・犯罪の嫌疑の証拠は、現場監督及び警備員の供述と防犯カメラ映像。供述はいずれも虚偽。防犯カメラの映像からも暴行をしていないことは明らか。
- ・しかし、このような認定は、[公判段階の橋本鑑定等](#)により初めて判明。
- ・現場監督らの虚偽供述を見破ったり、防犯カメラ映像を科学的に分析しなければならないと判断することは、[通常の検察官としての能力](#)の点においても、[時間的な余裕](#)という点においても、[現実的には困難](#)。

国家賠償請求は再び棄却 ⑤

▶ 起訴について

- ・防犯カメラの映像に（「暴行」時の）一審原告の手元は映っておらず、現場監督の供述が重要であることからすれば、[現場監督が一審原告の手元を実際に視認しているのか、推測が含まれていないかなどの点](#)を十分に確認すべきであったということは指摘できる。
- ・とは言え、[検察官が](#)、あえて面倒を避けるなどの意図で、否認している一審原告を起訴猶予にするようなことが仮にあったとすれば、かえって、一審原告が[公の場で自らの嫌疑を晴らす機会](#)が失われる結果となっていたともいい得る。

※起訴の違法性について札幌地裁令 4.1.25判決。水野陽一先生意見書。

業者側に対する損害賠償請求認容 ①

(1) 現場監督の供述に信用性がないこと

- ▶ 一審原告が両手で現場監督の胸を強く突いてその身体をダンプカーに接触させたという事実がなかったことは、現時点において明らか。
- ▶ 現場監督は、客観的には存在しない一審原告による暴行の被疑事実につき、これがあったものとして警察官に自ら進んで申告、供述。
- ▶ 当初は両手で胸を押されたと申告していたが、公判では、一審原告が左手に携帯電話を持ち、右手の手のひらで胸を押されたとか、腕組みをした一審原告の手の甲で押されたなどと、供述を変遷させた。

業者側に対する損害賠償請求認容 ②

(2) 橋本鑑定の高い信用性

- ▶ 防犯カメラの映像によれば、現場監督に抱えられる形になった一審原告の体が右側に少し回転するとともに腕組みをした腕が少し上昇した後、現場監督の体が後方に移動。一審原告の何らかの動作により現場監督に力が加わり、現場監督の身体が後方に移動したと考える余地もある。
- ▶ しかし、橋本鑑定によれば、一審原告の腕が、現場監督の身体を後方に突き倒すほどの力が働くように動いたものとは到底認め難いところ。
- ▶ 橋本教授は、現場監督の上半身が不自然に上に上がったこと、その動きが運動解剖学的に不自然であること、考え難い動きをしていることなど、現場監督の身体の変化や動きについての不自然さについて、その根拠を具体的かつ詳細に指摘。
- ▶ 橋本鑑定の内容は、解剖生理学や運動解剖学等の専門的知見に基づき、専門的な所見を示したものであり、極めて高い信用性。

業者側に対する損害賠償請求認容 ③

(3) 現場監督と警備員の供述の不自然な一致等

- ▶ 現場監督は、警察官が駆け付けた当初から、一審原告が「両腕を思いっきり突き出し、私の両胸を押して突き飛ばした」と申告し、被害状況の再現時も、一審原告が両腕を伸ばして、何も持っていない両手の手のひらで現場監督の両胸を押した状況を再現。検察官に対しても同様の申告。
- ▶ 上記の申告は、客観的事実に全く反しているものであるが、警備員も目撃状況の再現において、現場監督とほぼ同内容の再現を行った。
- ▶ 捜査段階において、現場監督は上記の断定的供述を一貫して維持。公判になって供述を変遷。極めて不自然である。
- ▶ 防犯カメラ映像によれば、現場監督は、一審原告の動静を終始注目。少なくとも一審原告の上半身が視野に入っていたことは明らか。

業者側に対する損害賠償請求認容 ③ 続き

- ▶ 以上によれば、現場監督は、一審原告が腕を組んでおり、少なくとも両手を伸ばして、手のひらで押されたわけではないことを視認し、十分認識していた状況の下で、一審原告が犯罪行為を行ったように仕立て上げるために、一審原告から、両手を伸ばして、手のひらで押されたなどという虚偽の被害申告や被害状況の再現を行ったものというほかはない。

業者側に対する損害賠償請求認容 ④

(4) 診断書と防犯カメラ映像の矛盾

- ▶ 防犯カメラ映像によれば、仮に現場監督の背中がダンプカーに接触していたとしても、その右側であり、**少なくとも左側が接触していないことは明らか**。ところが、現場監督の提出した診断書では、全治1週間の**左背部打撲**とされている。
- ▶ 現場監督が**背中を痛がったり気にして**いる様子はなかった。起訴状では、**傷害の事実は落とされている**。
- ▶ そうすると、現場監督は、「左背部打撲の傷害」を負っていないにもかかわらず、**虚偽の申告を医師に行い**、診断書を作成させて検査機関に提出したと認められる。
- ▶ **ダンプカーと接触したこと自体、虚偽である可能性も高い**。

39

業者側に対する損害賠償請求認容 ⑤

(5) 現場監督から一審原告にまとわり着いていること

- ▶ 暴行事件発生直前、一審原告は**ダンプカーの進行方向ではなく後方に向かって足を踏み出して**おり、現場監督が身を挺してまで制止しなければならないような危険は生じていない。
- ▶ その前の場面でも、一審原告が**ダンプカーの前を横切っており、そのまま行かせた方がダンプカーの邪魔にならない**のに、現場監督はあえて元の位置に戻そうとしている。
- ▶ 他の係員が**日傘をさした人に入口前の歩道を横切らせて**おり、歩道の通行上危険が生じているわけではないのに、現場監督は一審原告のみに執着してまとわり続けている。
- ▶ どの場面においても、**現場監督の方から自らの身体を一審原告の身体に付きまとうよう接触させている**。

40

業者側に対する損害賠償請求認容 ⑤続き

- ▶ ダンプカーが既に歩道まで進行した段階においては、仮に妨害するのであれば、車道まで出て立ち塞がる必要があり、**歩道上にいる人間が進行を妨げるのは考え難く**、歩道上の人間を制止する必要はないのに、現場監督は自分の方から一審原告に執拗にまとわり着いている。
- ▶ ダンプカーは**極めて低速度で徐行して進行**していたことからすれば、現場監督がダンプカーに巻き込まれる危険を回避する形で**被害を偽装**することは十分可能。
- ▶ 暴行事件発生直後に、警察官と話をしている際、**現場監督は防犯カメラの方を指さしている**ことから、**カメラの存在を強く意識**した上で、一審原告に執拗にまとわり着くという行動に出ていたことが推認できる。

41

業者側に対する損害賠償請求認容 ⑥

(6) 現場監督が不自然に倒れ込んでいること

橋本鑑定によれば、

- ▶ 現場監督の**膝関節は屈曲状態**にあることから**重心も低く、つま先も一審原告に向いている**ことから、前方からの力に対抗している姿勢であり、**後方に下がっていくとは考え難い**。
- ▶ 現場監督の**両足のかかとが浮いている**状況が確認でき、**重心は前にある**と考えられるところ、前方から力が加わった際の状況として**不自然**。
- ▶ 上記のとおり、現場監督の**下半身は安定した状態**であるのに、**上半身だけが、両腕が上に上がり不安定な体勢**が作られているのも**不自然**。
- ▶ 現場監督の両腕が明らかに**スローモーション的に挙がっており、不自然**。

42

業者側に対する損害賠償請求認容 ⑦

(7) 結論

建設会社が、施主の要請を受けて、名古屋市による用途地域の指定（近隣商業地域）が道路計画の変更後も残っていたことを奇貨として、形式的な法令順守を盾に本件マンションの建設を強行し、近隣住民への配慮を欠いた粉じんをまき散らすような杜撰な工事を行っていたのに対し、一審原告を含む近隣住民らが、7階以上の工事の差止めを求める仮処分を申し立てたり、審査請求をしたり、工事が進められていく現場で監視したりするなどの反対運動を行っていたところ、これを疎ましく思っていた建設会社の従業員であり責任者である現場監督において、一審原告に執拗に付きまとった上、一審原告が現場監督から身体を近付けられることに耐え切れなくなり、これを振りほどこうとした機会を利用して、後ろへよろけるような大げさな動きをしてみせた上で、一審原告に両手で突き飛ばされ、傷害を負ったなどと偽装し、その旨の虚偽の申告、再現及び供述をするに及んだものと認められる。

そして、現場監督が、虚偽申告及び被害状況の再現や供述を行わなければ、一審原告は、逮捕、勾留、起訴されることも、DNA型等のデータを取得されることもなかった。

業者側に対する損害賠償請求認容 ⑧

(8) 一審原告の損害及び損害額

- ▶ 現場監督が虚偽の被害を偽装し、被害申告及び供述をするなどした一連の行為は、一審原告をことさら罪に陥れようとする極めて悪質な故意による不法行為。
- ▶ これにより、一審原告は、逮捕及び勾留を余儀なくされ、15日間身体を拘束され、公訴提起後510日間にわたって刑事被告人の立場に置かれ、保釈条件を付されるなどし、身体の自由及び行動の自由を制限され、私生活上の平穀を著しく害され、名誉を毀損された。
- ▶ 一審原告が現場監督の不法行為によって被った精神的苦痛は甚大。現場監督は民法709条に基づき、損害賠償義務を負う。
- ▶ 建設会社は現場監督の使用者であるところ、現場監督の不法行為は、工事現場において現場責任者としての地位を利用したもの。事業の執行についてされたものと言える。建設会社は民法715条の使用者責任を負う。
- ▶ 慰謝料としては200万円が相当。

